

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。

No. 22



意匠による知財保護__関連意匠で権利範囲をわかりやすくする!

1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

「ですから、お考えのアイデアが、ちょこっとでもいいですから、形、もよう、色、そういった外観上の特徴を、結果的にもつことになるのだとすれば・・・『意匠登録』での保護があり得るわけです。意匠は、特許に比べれば、費用、時間、いろいろな点で取り組みやすいですね。それに、寸法のそろった**正六面図**（さいころの各面の方向から見た図、または写真）を、図面や写真で用意できれば、自前で手続することも十分可能ですよ。」

Fさんは、だいぶ興味がわいてきたようです。

「特許事務所に依頼せずに自前でもできるというのは、弁理士の先生には悪いけど、うちとしては助かりますね。せっかくのオススメですから、この件は試しに、自前でやってみようかな・・・あの、・・・やり方は教えてくれるんでしょうか？」

「書類自体は、実にカンタンです。ダウンロードできる様式がありますし。—— あ、そうそう、意匠で進める場合は、できる限り『関連意匠』を使い、それから『部分意匠』も検討するのが、いいですね」

「え？ カンレン？ 部分？ そりゃ何ですか？」

—— 意匠で権利をとった場合の権利範囲は、「出願書類につけた図面（写真）**そのものの意匠（登録意匠）**と、それに**類似する意匠**」です。意匠は、特許などに比べれば権利内容がわかりやすい知財ですが、それをよりわかりやすくしたり、また強い権利にするための工夫。ぜひ、知っておいていただきたいです。

2. 類似する範囲の意匠をより明確にする—— 関連意匠

今回はそのうち、「関連意匠」について。

さて、意匠権の権利範囲は上記のとおり、登録意匠（そのもの、同一）と、それに類似する意匠です。登録意匠と同一か同一でないかは、見ればわかります。しかし一方、「類似」つまり「似ている」という概念は、どうもあいまいです。権利者は、当然ながら、どうしても類似する範囲を広く考えるでしょうし、逆に同業の第三者はより狭く考えたがるでしょう。そして、実際に意匠権の範囲が問題となる場合というのは、結局、「**類似する意匠に該当するの** **かしないのか？！**」ということです。

類似の範囲を、もっと明確なものにしたい。そのために使える出願方法が、関連意匠です。

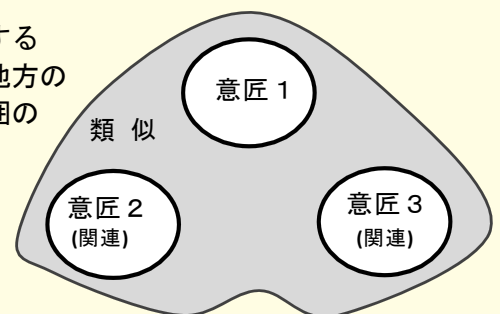
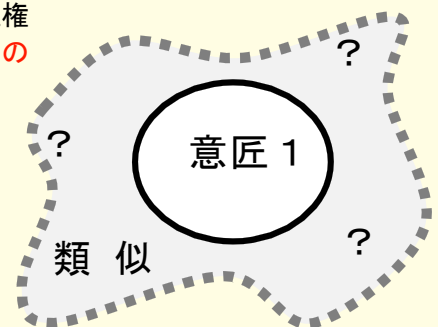
これは、デザインの最も中心となる一つの意匠を「本意匠」と位置付け、本意匠と似ているが若干異なる要素のある意匠を「関連意匠」とし、これら**複数の意匠を一つのチームとして**、ただしそれぞれ別々の独立したものとして出願する、という方法です。

右図で、意匠1は本意匠、意匠2と3はいずれも関連意匠。

これら3件が登録されると、各登録意匠と、その一つ一つに類似する意匠が、権利範囲となります。そうすると、一方の「類似部分」と他方の「類似部分」とを介して、それらの間をつなぐ部分があり、類似範囲のゾーンの存在がイメージできるでしょう。

こうして、権利者にとっても、第三者にとっても、「類似する意匠」の領域、つまり権利範囲が、より客観性をもって把握しやすくなる、というわけです。

出願件数分の費用はかかってしまいますが、「**意匠をとるなら、関連意匠で**」の価値、十分あります。



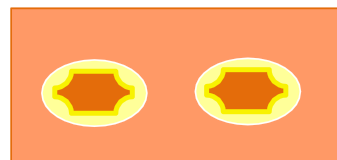
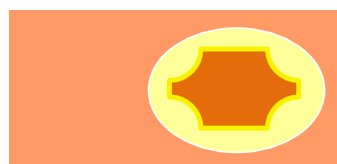
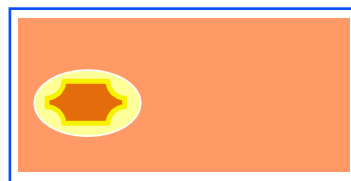
3. たとえば・・・

前号(No.21)掲載の食品包装箱の意匠を題材にして、これに<関連意匠作戦>を仮想的に当てはめてみましょう。

青枠で囲んだものが、唯一の登録意匠であるとしします。この場合、同業の他者が、右の2つの包装箱のうちいずれかを製造・使用し始めたとして、それに対して、「類似する意匠だから権利侵害だ」と主張して、すんなり認めてもらえるでしょうか？

相手が、登録意匠の存在を知らないながら敢えて実施しているとすれば、権利者の主張を通すことは、なかなか容易な道ではないかもしれません。

しかし、もし権利者が下記のような4つの関連意匠と併せて合計5件の出願をし、いずれも登録されていたとすれば・・・



↑が登録意匠である場合、右の2つの他社製品は、「類似意匠だから権利範囲内」と認められるだろうか？

これら5つの意匠登録によって形成された<権利範囲の網>の中に、相手の包装箱は引っ掛かってきそうです。相手もそのように認識する可能性が、けっこう高いといえるでしょう。

そうすると、権利者が5つの登録意匠を示し、「ほら、類似する意匠に入っちゃうでしょう、お宅のは」という主張をした場合、特許のようにヘヴィーなく文言の解釈の争い→訴訟>という道すじをとらずに、相手に理解してもらえる可能性も高いといえます。そもそも、そのようなトラブルの予防にもなり得ることでしょう。

本命の意匠（本意匠）に類似する意匠についても、「関連意匠」として登録を図り、権利範囲を明確にする。いわば、**権利範囲の網**

関連意匠 3

関連意匠 1

本命意匠

関連意匠 2

関連意匠 4

4. 意匠の使い出

外観の中の要素のみで権利化を図る。これが「部分意匠」です。また、やり方によっては、本来は特許で保護すべき「発明」を、実質的に意匠で保護できるかも・・・。また次号で説明します。

(本稿作成 2013年6月)

●無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。

●特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

●問合せ先 八戸インテリジェントスラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号